



2024年5月10日

各 位

会 社 名 ライト工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 阿久津 和浩  
(コード：1926 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役経営企画本部長 西 誠  
(TEL. 03-3265-2555)

### 中間配当制度の導入及び定款の一部変更について

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款一部変更に関する議案を2024年6月27日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 中間配当制度の導入

##### (1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものです。

##### (2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月27日開催予定の第77回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができる規定を新設するものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                          | 変更案   |
|-------------------------------|---|
| 第 6 章 計算                      | 第 6 章 計算  |
| (剰余金の配当の基準日)<br>第 32 条 (条文省略) | (剰余金の配当の基準日)<br>第 32 条 (現行どおり)  |
| (新設)                          | <u>(中間配当)</u><br><u>第 33 条 当社は、取締役会の決議によっ</u><br><u>て、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を</u><br><u>することができる。</u> |
| (配当の除斥期間)<br>第 33 条 (条文省略)    | (配当の除斥期間)<br>第 34 条 (現行どおり)   |

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 27 日 (予定)

以上